

入札説明書

件名

「横浜市教育文化センターで使用する
電力約1,107,000キロワットアワーの供給」

(平成24年1月31日入札公告分)

横浜市教育委員会事務局
東部学校教育事務所 教育総務課

平成24年1月31日横浜市調達公告第85号で公告した「横浜市教育文化センターで使用する電力約1,107,000キロワットアワーの供給」に係る入札等については、入札公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によります。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

横浜市教育文化センターで使用する電力約1,107,000キロワットアワーの供給

(2) 供給内容

別添仕様書のとおり

(3) 供給期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(4) 供給場所

中区万代町1丁目1番地
横浜市教育文化センター

(5) 入札方法

この入札は、(1)に掲げる概算数量の総価により行います。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、入札参加資格を有することの確認を受けなければなりません。

(1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。

(2) 平成23・24年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「電力・ガス」の「細目A 電力」に登録が認められている者であること。

(3) 平成24年2月9日から開札日までの間のいずれの日においても、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 当該業務又はこれと同種の業務の実績を有する者であること。

(5) 横浜型グリーン電力入札に関する要綱（平成18年11月22日制定）第2条第2項に基づく報告書を提出している者であること。

3 入札参加の手續

入札に参加しようとする者は、次の(1)から(3)のとおり書類を提出しなければなりません。なお、書類作成の際には、横浜市教育委員会入札情報ウェブページ

(<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/nyusatsu/>) からダウンロードして記入し、提出してください。ただし、(1)ア及びイの申請書については、(3)アの期間内に(2)アの部課でのみ交付します。また、入札参加資格の審査及び確認のために、書類の追加提出を求める場合があります。

(1) 提出書類

- ア 物品・委託等入札参加資格審査申請書（WTO用）及び添付書類（平成23・24年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登載されていない者に限ります。）
- イ 営業種目追加登録申請書（WTO用）（平成23・24年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登載されている者で「電力・ガス」の「細目A 電力」に登録が認められていない者に限ります。）
- ウ 一般競争入札参加資格確認申請書
- エ 実績調書等2（4）に該当することを証する書類
- オ 横浜型グリーン電力入札に関する要綱に基づき算定した点数等報告書（同要綱に基づく通知を受けていない者に限ります。）

(2) 提出場所

ア (1)ア及びイの提出場所

〒231-0017 中区港町1丁目1番地

横浜市財政局契約部契約第二課（関内中央ビル2階）

電話 045(671)2249（直通）

イ (1)ウ及びエの提出場所

〒231-0031 中区万代町1丁目1番地

横浜市教育委員会事務局 東部学校教育事務所 教育総務課

本田 電話 045(671)3700（直通）

ウ (1)オの提出場所

〒231-0017 中区港町1丁目1番地

横浜市環境創造局環境エネルギー課（関内中央ビル6階）

電話 045(671)2681（直通）

(3) 提出期限

ア (1)ア、イ及びウの提出期間

公告日から平成24年2月9日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

イ (1)エの提出期間

公告日から平成24年2月16日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

ウ (1)オの提出期間

公告日から平成24年2月9日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(4) 入札参加に係る通知

次の通知は、平成24年2月23日までにを行います。

ア 一般競争入札有資格者名簿登載に係る審査結果通知書

イ 入札参加資格確認に係る一般競争入札参加資格確認結果通知書

ウ 横浜型グリーン電力入札に関する要綱に基づく通知書（電気事業者用）

4 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、入札参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 3(1)に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。

5 仕様書等に関する質問

(1) 方法

入札参加者は、仕様書等に質問があり回答を求める場合には、平成24年2月27日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）に別紙質問書を(2)の部課に提出しなければなりません。

(2) 質問書の提出先

〒231-0031 中区万代町1丁目1番地
横浜市教育委員会事務局 東部学校教育事務所 教育総務課
本田 電話 045(671)3700（直通）

(3) 回答

質問に対する回答は、平成24年3月8日までに横浜市教育委員会事務局入札情報ウェブページ（<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/nyusatsu/>）で行い、併せて(2)の部課において文書により閲覧に供します。

(4) その他

入札後、当該仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

6 入札及び開札

(1) 入札方法及び入札期間等

入札に参加しようとする者は、次のいずれかの方法により、入札書を提出することとします。

ア 紙による入札書の提出

(ア) 入札日時

平成24年3月15日午前10時30分

(イ) 入札場所

中区万代町1丁目1番地
横浜市教育文化センター5階 503室

イ 郵送による入札

(イ) 対象

郵便入札は、原則として遠隔地（例えば日本国外等）にある者を対象とします。郵

便入札を行う場合は、3(2)イの部課に事前に連絡しなければなりません。

(イ)提出期限

平成24年3月14日午後5時までに3(2)イの部課に必着のこと。

(ウ)方法

郵便入札は、書留郵便によらなければなりません。この書留郵便は、二重封筒とし、別紙様式による入札書の中封筒に入れ密封の上、中封筒の封皮には氏名等を朱書し、外封筒の封皮には公告番号、件名、数量及び開札日とともに「入札書在中」と朱書しなければなりません。また、郵送した日に3(2)イに掲げる部課に必ず電話連絡しなければなりません（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

(エ)郵送先

3(2)イに同じ

(2)開札予定日時

平成24年3月15日午前10時30分

7 入札書の作成等

(1) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札参加者は、一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もらなければなりません。入札書には、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載しなければなりません。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に5パーセントを加算した金額（契約希望金額）を落札価額とします。

(3) 入札書には、各社において設定する契約電力に対する単一の単価（仕様書に記載する力率における年間を通しての単一単価）及び使用電力量に対する単価（月別又は時間帯別に異なる単価を使用する場合はそれぞれの単価）を記載しなければなりません（1円未満の端数を含むことができる）。落札の決定は、本市が提示する契約電力及び月毎の予定使用電力量に対し、それぞれの契約希望単価を乗じて計算した総価で行うので、当該総価を上記の単価と併せて記載しなければなりません。

(4) 入札参加者は、入札書の記載は、入札室において行うことができます。

(5) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合には、当該訂正部分について押印をしなければなりません。ただし、入札金額を訂正する場合は、入札書を再作成しなければなりません。

(6) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

8 入札及び開札における注意事項

(1) 入札

ア 入札参加者は、入札室に入場しようとするときは、入札関係職員に一般競争入札参加資格確認結果通知書を提示することとします。

イ 入札参加者は、遅刻した場合には、入札に参加できません。

ウ 入札参加者は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができません。

エ 入札参加者は、入札・開札がすべて終了するまでの間、横浜市教育長（以下「教育長」という。）が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退場することができません。

オ 入札室には、入札参加者又は入札関係職員以外の者は入場することができません。

カ 入札室において、公正な競争の執行を妨げ、若しくは妨げようとした者又は公正な価格を害し若しくは談合をした者は、当該入札室から退去させます。

(2) 開札

開札は入札参加者が出席して行います。入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせてこれを行います。

(3) 再度入札

開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格以下の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。

なお、再度入札の回数は1回とします。

(4) 入札の中止

教育長は、入札参加者が談合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがあります。

(5) 入札の辞退

入札参加者は、入札書を投函するまでは、次のア又はイの方法により、いつでも入札を辞退することができます。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

ア 入札執行前

入札辞退届を契約担当職員に直接持参するか、又は郵送しなければなりません。ただし、郵送の場合は、6(1)イ(イ)の期限までに3(2)イの部課に必着のこと。

イ 入札執行中

入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出しなければなりません。

(6) 入札の無効

次の入札は無効とします。

ア 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札

イ 2に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札

ウ 3(1)に定める提出書類について虚偽の記載をした者が行った入札

エ 前各号に定めるもののほか、この入札説明書に定める方法によらない入札

9 落札者の決定

- (1) 横浜市契約規則第13条の規定に基づいて作成された予定価格以下で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あった場合、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、開札に出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない本市職員がこれに代ってくじを引き、落札者を決定します。

10 入札保証金及び契約保証金

いずれも免除します。

11 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方と別紙様式による契約書を取りかわします。
- (2) 教育長が契約の相手方とともに契約書に記名押印したときに、本契約は確定します。
- (3) 契約の相手方は、その所在地が遠隔地にある場合には、教育長から2通の契約書の案の送付を受けて記名押印します。また、教育長は、当該契約書の案を受けてこれに記名押印し、そのうちの1通を契約の相手方に送付します。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

12 契約金の支払方法

(1) 前金払

行いません。

(2) 契約金の支払方法

1箇月間の使用分について、検査終了後、その1箇月分をまとめた請求により支払います。

13 契約の条件

この契約は、平成24年度横浜市各会計予算が平成24年3月31日までに横浜市議会において可決された上、同年4月1日以降に契約書を交換することによって確定します。

14 その他

- (1) 当該入札参加者及び当該契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担します。

(2) 苦情申立て

ア 当該入札手続における入札参加資格の確認その他手続に関し、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、横浜市入札等監視委員会に対し苦情申立てを行うことができます。

なお、落札者の決定後苦情申立てが行われた場合、横浜市調達に係る苦情処理手続要領に基づき、契約締結の停止等が行われる場合があります。

イ 事務局

〒231-0017 中区港町1丁目1番地

横浜市財政局契約部契約第一課（関内中央ビル2階）

電話 045(671)3805（直通）

(3) 契約手続に関する問い合わせ先

〒231-0031 中区万代町1丁目1番地

横浜市教育委員会事務局 東部学校教育事務所 教育総務課

本田 電話 045(671)3700（直通）

(4) 入札説明書を入手した者は、これを当該入札以外の目的で使用できません。

電力供給契約書

1 件名 横浜市教育文化センターで使用する電力約 1,107,000 キロワットアワーの供給

2 供給場所 横浜市中区万代町 1 丁目 1 番地

3 供給期間 平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日 まで

4 契約代金額

										円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

課税業者 (うち取引に係る消費税及び地方消費税)

										円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

免税業者

5 契約区分 概算契約

6 支払方法 毎月後払

7 料金単価 以下のとおり 内訳書のとおり

基本料金	使用 1 月 当たり	円
電力量料金	1 k W h 当たり	円
		円
		円
		円

8 契約代金の支払場所 横浜市指定金融機関 (市庁内)

9 契約保証金 免除

10 特約事項 経済産業省告示第 278 号に基づく太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準 (託送) 供給条件による。

上記の契約について、発注者横浜市と供給者_____とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の約款の条項 (特約条項がある場合、それを含む。) によって電力供給契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

発注者 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地
横浜市
契約事務受任者
横浜市教育長 印

供給者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印

電力供給契約約款

(総則)

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）及び供給者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の内訳書、仕様書及びこれらの図書に対する質問回答書並びにこれらの図書に準ずるものをいう。以下同じ。）に従い、日本の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする電力供給契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定める長期継続契約とするものとし、各年度における当該経費の予算の範囲において、乙は、この約款及び仕様書等に基づき、契約書記載の供給期間中に、甲の供給場所で使用する電力を需要に応じて供給し、甲は、乙にその契約代金を支払うものとする。
- 3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 4 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 8 この契約の履行に関して契約代金額を算定する場合の単位及びその端数処理は、仕様書に定めるところによるものとする。
- 9 この契約の履行に関して甲乙間で用いる用語は、特別の定めのある場合を除き、電気事業法（昭和39年法律第170号）の定めるところによるものとする。
- 10 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立については、専属管轄を除くほか、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(内訳書)

- 第2条 乙は、この契約書を提出する際に仕様書等に基づいて、内訳書を作成し、甲に提出しなければならない。

(契約代金)

- 第3条 第1条第2項に規定する契約代金とは、別紙内訳書に基づき算出した基本料金と、電力量料金単価に第17条の規定により確認された使用電力を乗じて得た額を加算した額に、消費税及び地方消費税の額を加算した額とする。

(権利義務の譲渡の制限)

- 第4条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(条件変更等)

- 第5条 乙は、契約の履行に当たり、仕様書等の表示が明確でないこと若しくは供給場所の状態、履行上の制約等仕様書等に示された自

然的又は人為的な履行条件と実際の供給場所の状態が一致しないこと等を発見したときは、直ちに、その旨を甲に通知し、その確認を求めなければならない。

- 2 甲は、前項の確認を求められたとき、又は自ら前項の事実を発見した場合は、乙の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに調査を行うことができる。
- 3 甲は、前項の規定による調査について、乙の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、乙に通知しなければならない。ただし、甲は、当該期間内に乙に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果、第1項の事実が甲及び乙によって確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、仕様書等を訂正し、又は変更しなければならない。
- 5 前項の規定により仕様書等の訂正又は変更を行った場合において、甲は、必要があると認められるときは供給期間又は契約代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

- 第6条 甲は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。

- 2 甲は、仕様書等に表示された契約電力又は予定使用電力量を使用状況に応じ、増減して使用することができる。
- 3 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは供給期間又は契約代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

- 第7条 乙は、仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。

- 2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を乙に通知しなければならない。
- 3 甲は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、供給期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

- 第8条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、乙の責めに帰すことができないものにより、契約の履行のために必要な施設等に損害を生じ、若しくは供給場所の状態が変動したため、乙が契約を履行できないと認められるときは、甲は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに乙に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 甲は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 甲は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは供給期間又は契約代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(供給期間の短縮)

第9条 甲は、特別の理由により供給期間を短縮する必要があるときは、乙に対して、供給期間の短縮を求めることができる。

2 前項の場合において、甲は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(供給期間の変更の方法)

第10条 第5条第5項、第6条第3項、第7条第3項、第8条第3項、前条第1項の規定による供給期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、供給期間を変更し、乙に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

第11条 第5条第5項、第6条第3項、第7条第3項、第8条第3項、第9条第2項の規定による契約代金額の変更については、当該契約締結時の価格を基礎として、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、契約代金額を変更し、乙に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。

3 第5条第5項、第6条第3項、第7条第3項、第8条第3項、第9条第2項、第13条第4項、第14条ただし書の規定により甲が負担する費用の額については、甲乙協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第12条 特別な要因により供給期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適當になったと認められるときは、甲又は乙は、契約代金額の変更を求めることができる。

2 予期することのできない特別の事情により、供給期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適當となったときは、甲又は乙は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。

3 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、契約代金額を変更し、乙に通知するものとする。

4 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。

(臨機の措置)

第13条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ、甲の意見を聴かなければなら

ない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 乙は、前項の場合においては、その執った措置の内容について甲に直ちに通知しなければならない。

3 甲は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、乙が契約代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、甲がこれを負担する。

(一般的損害)

第14条 契約の履行について生じた損害（電力の供給に付帯する工事の施行等によるものに限る。第15条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、乙の負担とする。ただし、当該損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第15条 契約の履行について第三者に損害（電力の供給に付帯する工事の施行等によるものに限る。）を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担しなければならない。ただし、乙がその指示が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（電力の供給に付帯する工事の施行等によるものに限る。）を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち電力の供給に付帯する工事の施行等につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙がこれを負担しなければならない。

3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協議してその処理解決に当たるものとする。

(契約代金額の変更に代える仕様書等の変更)

第16条 甲は、第5条第5項、第6条第3項、第7条第3項、第8条第3項、第9条第2項、第11条第1項若しくは第2項、第13条第4項又は第14条の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて仕様書等を変更することができる。この場合において、仕様書等の変更の内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、仕様書等の変更の内容を定め、乙に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知する。

(使用電力量等の計量)

第17条 計量日は、仕様書等に特別の定めのある場合を除き、毎月1日（ただし、あらかじめ、検針日を指定した場合を除く。）とし、

乙は、計量日に計量器に記録された値を読み取り、使用電力量等を算定し、甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに契約の履行を確認しなければならない。

3 計量器の故障又は乙の責めによって使用電力量等を正しく計量できなかった場合は、過去の実績等を参考とし、甲乙協議して使用電力量等を算定するものとする。

(契約代金の支払)

第 18 条 乙は、前条第 2 項の確認又は第 3 項の算定の終了後、甲に供給済の電力量等に相応する契約代金額の支払いを請求することができる。

2 甲は、第 1 項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に供給済の電力量等に相応する契約代金額を支払わなければならない。

(供給の保証にかかる費用の負担)

第 19 条 乙が一般電気事業者との接続供給契約により電力の供給を行う場合、接続供給契約により生じる債務（甲の責めに帰すべき理由により生じた債務は除く。）は、乙が負担するものとする。

(かし担保)

第 20 条 甲は、供給された電力にかしがあるときは、乙に対して、当該かしの修補又は当該の修補に代え、若しくは当該修補とともに損害の賠償を求めることができる。ただし、当該かしが重要でなく、かつ、当該修補に過分の費用を要するときは、甲は、当該修補を求めることができない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、当該電力の供給を受けた日から 1 年以内に行わなければならない。ただし、当該かしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は 10 年とする。

3 前項の規定にかかわらず、かし担保期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

4 第 1 項の規定は、供給された電力のかしが甲の指示により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、乙がその指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(契約が履行されなかった場合における損害の負担)

第 21 条 乙の責めに帰すべき理由により、契約の全部又は一部が履行されなかったことにより、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を負担しなければならない。

(談合等不正行為に対する措置)

第 21 条の 2 乙は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約代金額の 10 分の 2 に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 乙又は乙を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 2 項の事業者団体（以下「乙等」という。）が、この契約について独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反したとして、乙等に対する独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）

又は独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。）。

(2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、乙等が、この契約について独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、乙等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による電力の供給が完了した後においても同様とする。

(甲の解除権)

第 22 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、契約の履行をすべき期日を過ぎても電力の供給をしないとき。

(2) その責めに帰すべき理由により、契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。

(3) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(5) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(6) 第 24 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により、この契約が解除された場合において、乙は、契約代金額（供給済の電力量等があるときは、これに相応する契約代金相当額を控除した額とする。）の 10 分の 1 以内において、甲の定める額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第 22 条の 2 甲は、この契約に関して、乙が第 21 条の 2 第 1 項に該当する場合は、この契約を解除することができる。

第 23 条 甲は、契約の履行が完了しない間は、第 22 条第 1 項及び前条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第24条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条の規定により仕様書等を変更したため、契約代金額が3分の2以上増減したとき。
- (2) 第10条の規定によるこの契約の履行の中止が供給期間の10分の5（供給期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能になったとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第25条 甲は、前4条の規定によりこの契約が解除された場合においては、供給済の電力量等に相応する契約代金額を乙に支払わなければならない。

(相 殺)

第26条 甲は、この契約に基づいて甲が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて乙が負う債務と相殺することができる。

(疑義の解決)

第27条 この約款及び仕様書等について疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

(補 則)

第28条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号)及び電気事業法(昭和39年法律第170号)の定めるところによるほか、必要に応じて甲乙協議して定める。

平成24年度 一般会計歳出 第15款1項4目 11節(5) 光熱水費

受付 番号	種目番号	連絡先	担当	ふりがな	ほんだ
	—		東部学校教育事務所教育総務課担当者名	本田	電話

設 計 書

1 委 託 件 名 横浜市教育文化センターで使用する電力約1,107,000キロワットアワーの供給

2 履 行 場 所 横浜市中区万代町1-1 横浜市教育文化センター

3 履 行 期 間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

4 契 約 区 分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 なし

6 現 場 説 明 不要

要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要 横浜市教育文化センターで使用する電力約1,107,000キロワットアワーの供給

8 部分払

■ す る (12回以内)

□ しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量 (概算数量)	単 位	単 価	金 額 (概算金額)
基本料金	4～3	(12)	月		
電力量料金	4～6及び10～3	(770,000)	kWh		
電力量料金	7～9	(337,000)	kWh		
計					
消費税及び 地方消費税					
合計					

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

代 金 額

内訳 業 務 価 格

消費税及び地方消費税

仕 様 書

1 概要

- (1) 需要場所
横浜市教育文化センター
横浜市中区万代町1-1
- (2) 用途
横浜市教育文化センターで使用する電力

2 仕様

- (1) 電力供給条件
 - ア 供給電気方式 交流3相3線式
 - イ 供給電圧（標準電圧） 6,000ボルト
 - ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000ボルト
 - エ 標準周波数 50ヘルツ
 - オ 受電方式 1回線受電
 - カ 受電設備総容量 1,550キロボルトアンペア（受電トランス総容量）
 - キ コンデンサ取付容量 200キロボルトアンペア 3台
 - ク 非常用発電設備 400キロボルトアンペア 1台
- (2) 契約電力及び予定使用電力量
 - ア 契約電力 常用電力 490キロワット
（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測し、算定される値が原則としてこれを超えないものとする。）
 - イ 予定使用電力量 1,107,000キロワットアワー
（月別の予定使用電力量は、別紙電力使用計画書のとおり）
 - ウ 力率 100%（平均）
 - エ 蓄熱式負荷設備 無
- (3) 履行期間
平成24年4月1日(0:00)から平成25年3月31日(24:00)まで
- (4) 電力量の検針
 - ア 自動検針装置 有
 - イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
 - ウ 電力計の構成 電力需給用複合計器（通信機能付精密級）
- (5) 需給地点
需要場所における本市の施設した縮小形受電設備の終端接続部接続端子と東京電力株式会社の施設した終端接続部接続端子との接続点
- (6) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ
- (7) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ
- (8) その他
電気の質に影響を与える負荷施設はなし

3 その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような不可設備は特に有していない。
- (2) 常用（非常用）自家発電設備（400キロボルトアンペア1台）を有している。

- (3) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、関東管内の一般電気事業者が定める特定規模需要標準供給条件等による。なお、入札価格の算定にあたっては、燃料費調整額及び太陽光発電促進付加金は考慮しないこと。
- (4) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
- ア 契約電力及び最大需用電力の単位は1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
 - エ 消費税及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

電力使用計画書

施設名 横浜市教育文化センター

契約電力 490 kW

年 月	総使用電力量 (kWh)	力率 (%)	最大電力 (kW)	契約電力 (kW)
平成24年4月	81,000	100	400	490
平成24年5月	77,000	100	350	490
平成24年6月	91,000	100	470	490
平成24年7月	118,000	100	480	490
平成24年8月	116,000	100	490	490
平成24年9月	103,000	100	460	490
平成24年10月	85,000	100	440	490
平成24年11月	85,000	100	400	490
平成24年12月	86,000	100	420	490
平成25年1月	90,000	100	420	490
平成25年2月	87,000	100	420	490
平成25年3月	88,000	100	400	490
合 計	1,107,000			

一般競争入札参加資格確認申請書

横浜市契約事務受任者

業者コード
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

次の案件の一般競争入札への参加を申請します。

- 1 契約番号
- 2 件名 横浜市教育文化センターで使用する電力約1,107,000キロワットアワーの供給
- 3 公告日 平成24年1月31日
- 4 公告番号 横浜市調達公告 第 号
- 5 履行期間（納入期限・賃貸借期間）
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- 6 履行場所（納入場所・借入場所）
横浜市中区万代町1-1 横浜市教育文化センター

※ 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

納入（製造）実績調書

横浜市契約事務受任者

業者コード

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

種目名 電力

契約番号又は公告番号	件 名
	横浜市教育文化センターで使用する電力約1,107,000キロワットアワーの供給

※一般競争入札の場合は、契約番号又は公告番号を記入してください。

上記の案件について、次のとおり当該物品又はこれと同等の物品に係る納入（製造）実績があり、当該案件に係る物品等の納入又は製造が可能です。

納入先	品名	数量	金額(千円)	納入完了年月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月

※ 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

- (注意) 1 種目別及び公告日（又は納入（製造）実績調書提出期限日）別にまとめて提出してください。
 2 当該物品又はこれと同等の物品に係る納入（製造）実績で、完了したものを記入してください。
 納入（製造）先は、官公庁・民間を問いません。
 3 この入札における入札参加資格（条件）を満たす実績がない場合は、引受証明書を提出してください。

教育委員会事務局 東部学校教育事務所 教育総務課行
(FAX : 045-664-4462)

質 問 書

平成 年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所
商号又は名称
代表者職氏名
担 当 部 署
連 絡 先 : 担当者氏名
電話番号 ()

件名 : 横浜市教育文化センターで使用する電力約1,107,000キロワットアワーの供給

上記件名にかかる設計図書の内容等について、次のとおり質問します。

設計図書 該当ページ、項番等	質 問 内 容

(注意)

質問事項がある場合は「発注情報詳細」に記載された質問締切日時までに、この用紙に質問内容を記載し、担当部署にFAXにて送信してください。なお、FAXを送信した際には、同時に、質問書を送付した旨を担当部署に電話にて連絡してください。

(担当部署)

教育委員会事務局 東部学校教育事務所 教育総務課 庶務係 担当 : 本田
電話 : 045-671-3700 FAX : 045-664-4462

入札（見積）書

平成 年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

次の金額で、関係書類を熟覧のうえ、横浜市契約規則を遵守し入札（見積）いたします。

金 額

			億	千	百	十	万	千	百	十	円
--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

件 名 横浜市教育文化センターで使用する電力約1,107,000キロワットアワーの供給

（注意）

入札（見積）書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積った契約希望価格の105分の100に相当する金額を記載すること。

- 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。
- 「横浜市契約規則」は、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号。以下「契約規則」という。）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）